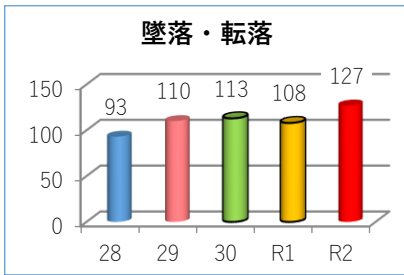


# 墜落・転落災害をなくそう



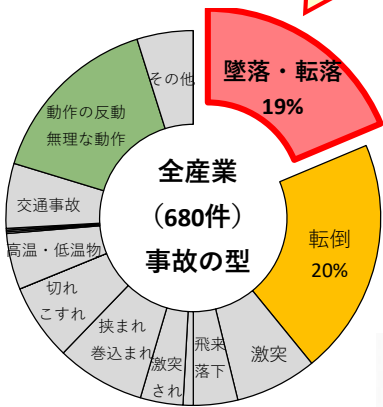
墜落・転落災害が増えています

令和2年の長崎労働基準監督署管内の「墜落・転落」による労働災害（死亡+休業4日以上）は127件と前年より約2割増加し、死亡災害（6人）のうち4人が墜落・転落災害で亡くなっています。

また、労働災害以外でも、長崎県内の建設作業において「中小事業主等」の「墜落・転落」による死亡災害が4件発生しています。

パンフレットでは墜落・転落災害の事例と一般的な対策について紹介しています。

墜落・転落災害の多くは、はしごや脚立などの身近な用具で発生しているため、用具の安全な使用について職場での掲示、安全教育等にご活用下さい。

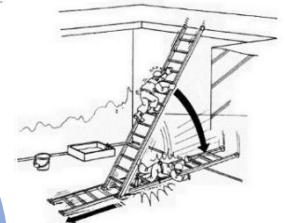
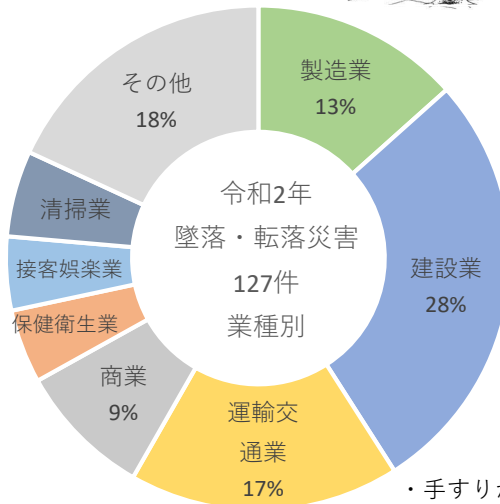


- ・脚立の天板上に乗る
- ・コンテナなど滑りやすい物を台に使う。



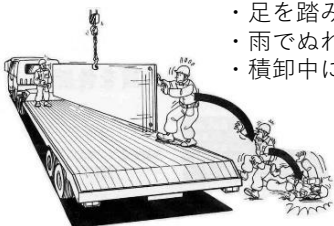
- ・不安定な使い方（転倒しやすい方向）
- ・不安定な使い方（身を乗り出す）

- ・不注意（よそ見）
- ・履物（脱げやすい）
- ・つまづき、滑り
- ・手すりが無い



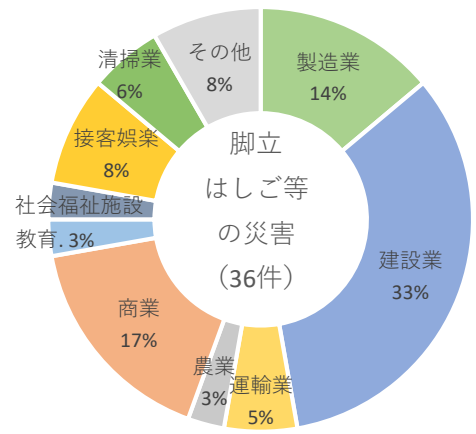
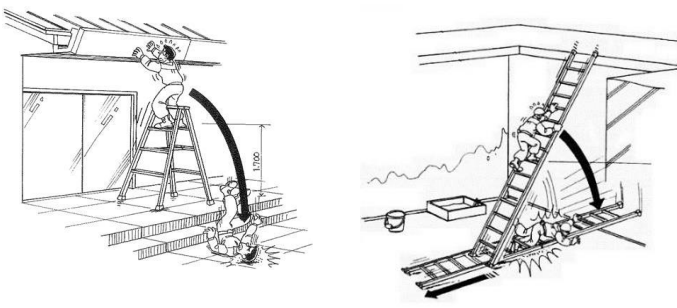
- ・手すりが無い（取り外して復旧しない）
- ・安全帯の未使用

- ・荷台への昇降時に
- ・足を踏み外す
- ・雨でぬれて滑る
- ・積卸中に荷が振れて



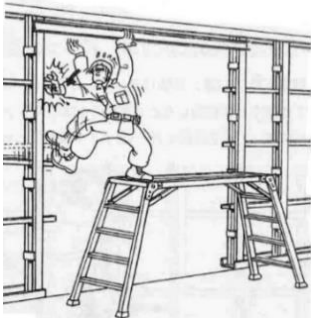
# はしご・脚立からの墜落・転落災害

脚立・はしご・踏み台からの「墜落・転落」災害が増加しています。身近な用具のため、それほど危険を感じずに使用していませんか。安全な使用方法を理解してもらい安全に使用させましょう。



## 脚立による災害事例

- ① 天板に乗っての作業
- ② 脚立から身を乗り出しての作業
- ③ 使用中に脚立が開く (固定金具の未使用・金具の破損)
- ④ 滑動・不安定な設置  
(段差部に設置している。脚部が破損したものを使用している。脚部のキャップが外れており脚の長さが異なりガタつく。)
- ⑤ 降りる際に踏み外す (前向きに降りて踏み外す)



リーフレットは厚生労働省のHPから入手できます。ご利用下さい。

### 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

**作業前 10 のチェック!!**

(作業前点検リスト) 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪) 現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 閉き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピン、ビスの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
- 作業は頭の上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動し、(変換作業27条)

- 1 天板は固定
- 2 材料は滑りし、脱落、両肩がけがない
- 3 踏みは30cm以上
- 4 足元は必ず滑道の斜行その他転倒を防止するための必要な措置

高さ2m以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！  
「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」(リーフレット)を確認してください。

厚生労働省・新潟県労働局・労働基準監督署

## はしごによる災害事例

- ① 梯子を固定していなかったため滑動する  
(昇降中・梯子に乗り移る際に滑動する。作業中に梯子が横転する。)
- ② 身を乗り出して無理な作業姿勢で転落する
- ③ 降りる際に踏み外す (特に前向きで降りた際に)
- ④ 不適切な使用 (傾斜のある屋根上で固定せず使用)
- ⑤ 梯子へ乗り移る際に転落 (梯子の上端が床より上に十分に突き出ていない)

梯子が滑動し転落した災害



転移・滑動防止のため梯子は固定して使用する。



### はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

**作業前 8 のチェック!!**

(作業前点検リスト) 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪) 現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホールドして取付している場合) ボルトが腐んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突き出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転倒防止装置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※脚立はしごを降りるときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動し、(変換作業27条)

- 1 天板は固定
- 2 材料は滑りし、脱落、両肩がけがない
- 3 踏みは30cm以上
- 4 足元は必ず滑道の斜行その他転倒を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」(リーフレット)を確認してください。

厚生労働省・新潟県労働局・労働基準監督署

# 屋根・足場・開口部等からの墜落・転落災害

屋根、足場、開口部からの墜落・転落災害は建設業、製造業を中心に発生しています。

屋根からの転落、スレートの踏み抜き災害の多くは、短期間（数日間）の作業において、墜落防止対策を何ら講じないまま作業を行い発生しています。

梁等からの転落は、主に建築物の建て方作業で発生しており、墜落防止措置を何ら講じないで作業を行う、又は当初は防網等を設けていたが取り外して作業を行い墜落しています。

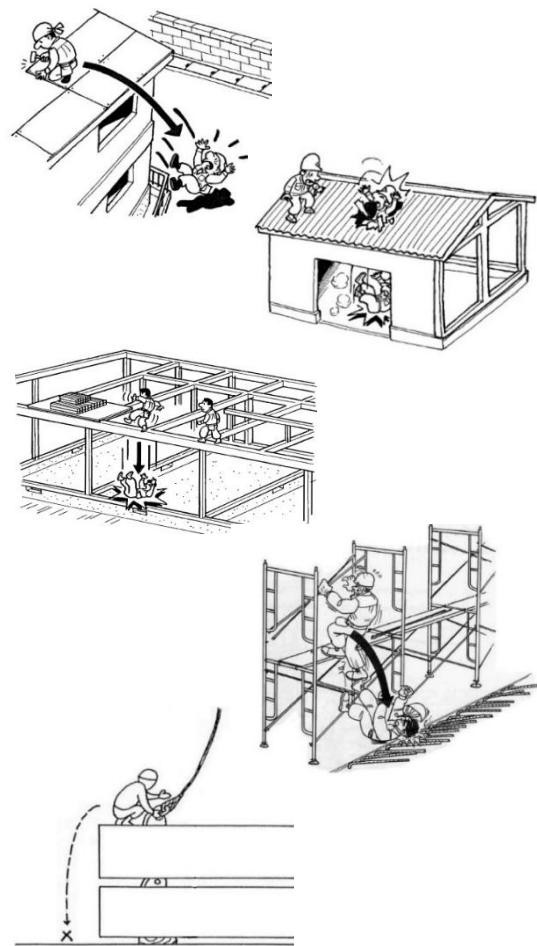
短期間の作業又は足場の設置が困難な場合には墜落制止用器具（安全帯）の使用と、その取付設備の確保が必要です。

作業前の現場確認では、単に「注意する」で終わるのではなく、現場で出来る具体的な対策を真剣に検討し、現場では対策を実行して下さい。

足場からの墜落災害は主に建設業と造船業において発生しており、足場の組立・解体中、足場上での作業中（手すりを設置していない、手すりの間から転落）に発生しており、安全帯は着用していても使用せず、「作業標準」を無視した行動が原因となっています。

また、足場からの墜落・転落災害は低層の足場で多く、そもそも手すりを設置していない、しゃがんで作業中に転倒し手すりの下（中棧なし）から転落する災害が発生しています。

建築物・構築物等からの墜落災害では、開口部等を塞いでいた板の踏み抜き、通路として掛け渡した板の落下、製作中の鋼構造物の端からの墜落、擁壁から・側溝への転落災害が発生しています。



# 階段・通路での転落災害

階段等からの転落災害は事務所や、業種別では商業、社会福祉施設、病院、接客娯楽業、金融業を中心とした第三次産業で多く発生しています。

以下の一般的な対策例を参考に転落災害の防止に取り組んで下さい。

- 階段に手すりを設置する
  - ⇒ 片側にしか手すりがないときは、下りる人が使用する。「上り」「下り」を表示し、手すりの利用を促す。
- 両手で荷物を持って階段を下りない
  - ⇒ 片手は手すりを持てるように開ける
- ながらスマホ、よそ見、話しながら階段を下りない
  - ⇒ 注意喚起の表示（ステッカーを貼る）
- 滑り防止対策
  - ⇒ 滑り止めテープ等の使用する
- 踏み外し防止対策
  - ⇒ 階段の縁が目立つよう着色する「見える化」
- 照明の設置
  - ⇒ 階段の上・下にスイッチを設ける。人感センサーを設置する。
- 履物の改善
  - ⇒ かかとのある履物を履く（スリッパ禁止）。かかとの高い靴は履かない。

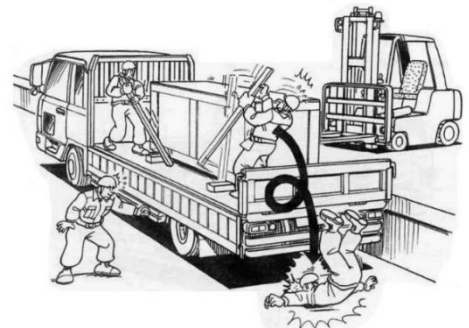
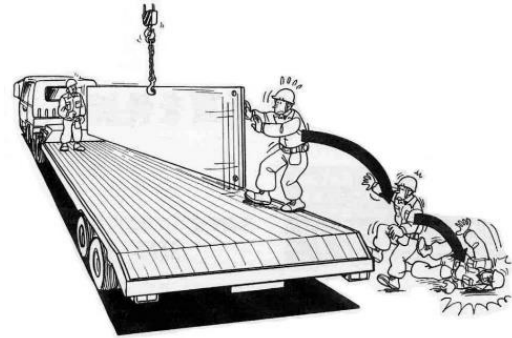


# トラック荷台等からの墜落・転落災害

運送業を中心にトラック荷台からの転落災害が増加しています。  
長崎監督署管内：令和元年14件⇒令和2年24件

## 転落災害の例

- 荷台でバランスを崩す、つまづく、足を滑らせる、踏み外し転落する
- 荷台・運転席への昇降中に転落する
- 荷締め・荷ほども作業中に転落する
- 荷卸し時に荷崩れし転落する
- クレーン・フォークリフトを操作中、荷が激突する
- 荷台から飛び降りて負傷する
- 共同作業でタイミングが合わずにバランスを崩し転落する



## 墜落・転落による一般的な労働災害防止対策

- 荷台上で作業を行うときは、できる限りおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用する。
- 作業を行う前に、作業場所や周辺の床の整理・整頓を行う。
- 不安定な荷の上では、できる限り移動しない。
- 荷台の端付近では背を荷台の外側に向けないようにし、後ずさりしない。
- 荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- 手すり・グリップがある場合は、持って昇降する。
- 荷締め・ラッピング等は、荷や荷台で行わず、できる限り地上から行う。
- クレーン・フォークリフトの運転手等から見える安全な位置に立つ。
- おりを立てる場合は必ず固定する。
- 「墜落時保護用」のヘルメットを着用する。
- タンクローリーや、積み上げた荷の上での作業は安全帯を使用する。(荷主等が管理する施設においてはできるだけ施設側に安全帯の取付設備の設置をお願いする)

リーフレットでは、昇降時の災害防止について一般的な対策を紹介していますのでご利用下さい。

陸上貨物運送事業における  
**トラック荷台からの転落を防ぐために**  
荷台昇降設備・装置はありますか？

陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落災害は、荷物の崩壊による人身被害の発生を招きやすいため、特に注意が必要です。転落災害は、荷物の崩壊による人身被害の発生を招きやすいため、特に注意が必要です。転落災害は、荷物の崩壊による人身被害の発生を招きやすいため、特に注意が必要です。

転落災害の発生割合は、全体の40%に達しています。

転落災害の発生割合は、全体の40%に達しています。

転落災害の発生割合は、全体の40%に達しています。

落ちないポイント 1

### 一般的な対策

落ちないポイント 2

**荷台へ昇降しやすい装置 (ステップ利用①)**

**「リヤステップ」**  
パン型車のリヤステップを併用することで、昇り降きの負担を軽減できます。また、降車時でも荷締め作業も利便性が高くなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウィング、平ボディです。

**荷台へ昇降しやすい装置 (ステップ利用②)**

**「サイドステップ」**  
パン型車のリヤ・サイドステップに設置される昇降作業を行うことで、より利便性の高い昇降が可能です。また、降車時に荷締め作業も利便性が高くなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵です。

**荷台へ昇降しやすい装置 (グリップ利用①)**

**「リヤフレーム部グリップ」**  
グリップを取り付けることで、荷台・車内への昇降が安全に行えます。また、ヒンジ調整の長さタイプはドライバーの身長に合わせ使用できるのが特徴です。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウィングです。

**荷台へ昇降しやすい装置 (グリップ利用②)**

**「リヤドア面グリップ」**  
リヤドア面(開閉ローリー)にグリップを取り付け、車内および車外に安全に昇降する際のグリップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウィングです。

## トラック荷台からの転落防止対策はここまで進んでいます。

**パン型車のリヤステップ利用**

**「リヤ階段ステップ(格納式)」**  
リヤドアの下部に取付けて、リヤドアから昇降するための格納式の階段ステップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウィングです。

**ウイング車のサイドステップ利用**

**「おおり内側回転式ステップ」**  
おりの内側に、おおりを下ろした時に自動的に回転してステップとなる部分があり、このステップを利用すると荷台への昇降が容易になります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウィングです。

**格納式サイドステップ利用**

**「格納式ステップ」**  
ボディより外側に可動式のステップを取り付けることで、昇降性を向上します。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵です。

**持ち運び可能なステップ利用**

**「手すり付荷台用ステップ」**  
荷台への昇降に、おおりを立てたままでも、下ろしても設置可能なステップです。天板がついているので、身体の高さを揃えることもできます。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウィング、平ボディです。

リヤとサイドにステップを付けて昇降性向上!

ステップとグリップの合わせ技でがっちり3点支持